

関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

1. 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第4条の2、第4条の12、第36条の3、第51条の12及び第61条関係）
2. 協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束に当該協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
3. 特恵関税制度について、ペルーを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条関係）
4. 協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該関税割当制度に係る割当てを受ける手続及び割当ての方法等を定めることとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第1及び別表第3関係）
5. この政令は、協定の効力発生の日から施行することとする。